

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和7年12月5日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和7年12月5日（金）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午後	2時55分
・休憩	午後	3時30分
・再開	午後	3時31分
・休憩	午後	3時32分
・再開	午後	3時32分
・休憩	午後	3時33分
・再開	午後	3時34分
・休憩	午後	3時47分
・再開	午後	3時48分
◎閉会	午後	3時48分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 仲島雄大

委員 川内雅人、武藤倫雄、山野智彦、戸張光枝、五味雅美

5. 欠席委員氏名

委員 上野尚徳

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋元和彦、企画課長 佐藤亮太、企画課主幹 篠原愛、総務課長 高山睦男、コミュニティ推進課長 影山歩、危機管理課 矢部剛、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長 大塚健司、DX推進・新庁舎整備室 瀬口悦史

開会 午後 2時55分

○藤原義春委員長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、本委員会を傍聴したい旨、申出がありました。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、許可したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

現在の出席委員は7名であります。上野委員は、所用のため欠席届が出ております。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○大島 清町長 一般質問の後の大変お疲れのところ総務建設産業常任委員会開催をいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、先日の指定管理者の第73号議案の継続審議の件と、それと新庁舎の補正の関係、それからエレベーター、志久駅のエレベーターの補正の関係ということで、この3本の提案でございますので、3議案ともどうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

12月1日の総務建設産業常任委員会から審議中の第73号議案及び追加で付託された議案2件についてを議題とします。

本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について（伊奈町総合センター）の追加資料が出ております。追加資料について、執行部より説明をお願いいたします。

参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 第73号議案、伊奈町総合センターの指定管理料の上限額について、右上に「追加資料」と書かれた資料に基づき説明させていただきます。

まず、資料の一番下の欄をご覧ください。

5期目の①指定管理料につきましては3億2,490万円となっておりますが、こちらの額につきましては、町が上限額を設定したのではなく、事業者から提案されて算出した金額になります。

その隣の6期、②でございます。こちらは、ほかの指定管理施設と同様に、町において上

限額を設定した額になりますが、こちらが4億4,764万1,000円でございます。そして、この5期目と6期目の差額が1億2,274万1,000円となっております。

次に、内訳をご説明させていただきますが、まず前提といたしまして、5期目の金額につきましては、令和3年度から令和6年度までは実績から、令和7年度につきましてはまだ年度の途中で実績が出ておりませんので、こちらは予算ベースで積算した額になりますので、ご了承ください。

初めに、1、歳入（収入）のところでございます。

利用料金でございますが、こちらは施設を利用した際の料金や指定管理者が事業を開催した際に頂く参加費等でございますが、5期目が1,536万2,229円、6期目が2,372万6,000円、差額が836万3,771円でございます。この差額につきましては、次期指定管理期間におきましても、民間ノウハウを生かし、5期目以上に収入増を図っていただきたいという期待も込めまして積算した額でございます。

次に、2、歳出。

まず初めに、人件費でございます。内訳といたしましては、常勤職員5名分と、非常勤職員につきましては、コミュニティセンターの受付や児童館につきましては仕様書に書かれております勤務体制を維持できる人数を見込み、設備員や舞台職員につきましては現在配置している人数を参考に最低限で見込んだものになりますが、5期目が1億8,032万5,255円、6期目が2億4,882万3,000円、差額が6,849万7,745円でございます。

こちらの人件費が差額全体の55%を占めておりますが、差額の主な内容といたしまして、5期目の実績からではなく、6期目の人件費積算につきましては、国税庁民間給与実態統計調査等に基づき、年度ごとの上昇分も含め積算したものでございます。

次に、事業費でございますが、消耗品や通信運搬費、本社管理費などに係る部分でございますが、5期目が5,175万5,183円、6期目が7,036万6,000円、差額が1,861万817円でございます。こちらの事業費につきましては差額全体の15%を占めておりますが、差額の主な内容につきましては、実績額や平均額に消費者物価上昇率を年度ごとに乗じたものと、本社管理費につきましては実績を参考に増額したものでございます。

次に、維持管理費でございますが、こちらは主に点検業務や光熱水費に係る部分でございますが、5期目が1億1,457万2,854円、6期目が1億5,217万8,000円、差額が3,760万5,146円でございます。こちら維持管理費につきましては差額全体の30%を占めておりますが、主な内容といたしましては、光熱水費に係る実績額の増加及び老人福祉センター浴槽水換水回

数増の見込額に物価上昇分を見込んだものと、清掃業務につきましては、5期目は一部の業務の実績が人件費で計上されておりますが、6期目は維持管理費に一括計上しましたことから増額となったものでございます。

以上が指定管理料上限額に係る積算についての説明になります。

続きまして、2枚目の資料、表題に「共同事業体の責任割合について」と書かれた資料をご覧ください。

こちらにつきましては、3者の役割分担、責任割合について示されたものになります。主に代表団体のアイル・コーポレーション株式会社は、施設管理運営業務の全体統括や主催事業の企画運営等の業務、構成団体の株式会社オーエンスは主に維持管理業務、伊奈町商工会につきましては主催事業の企画運営協力や会員との連携協力・コーディネート業務を担うと伺っております。

また、責任割合につきましては、代表団体のアイル・コーポレーション株式会社が50%、株式会社オーエンスが50%、伊奈町商工会につきましてはゼロ%となっております。

なお、伊奈町商工会の業務の役割分担に係る経費につきましては、指定管理料の事業費等の中から支払われること、また、その内容や紹介料、あっせん料は発生しない旨などについては、指定管理者として指定された後に作成される3者の協定書の中に盛り込まれることを伺っております。

次に、3枚目の資料をご覧ください。

表題に「共同事業体の責任割合について（いなパブリックパートナーズ）」と書かれた資料でございます。こちらは、責任割合に係る部分の補足内容でございますが、参考にご覧いただきたいと思っております。

責任割合と利益配分の関係についてでございますが、この共同事業体は任意団体のため、各社からの出資はないこと。代表団体であるアイル・コーポレーション株式会社が経理業務を統括し、本施設で発生する全ての収入支出を管理すること。利益または損失が生じた場合には、責任割合に基づき配分する仕組みであること。そのため、伊奈町商工会においては、決算時の利益配分や損失負担は生じないものであると伺っております。

以上が第73号議案に係る資料の説明となります。よろしくお願いたします。

○藤原義春委員長 それでは、第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について（伊奈町総合センター）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 まず、人件費が大分増えているということなんですけれども、第5期の、今、令和7年度が途中なので、昨年までの資料が出ていると思うんですが、令和6年度の決算資料を見ますと、総合センターのですね。本部管理費が予算70万円で決算も70万円、ぴったりなので、利益というのは大体最後に算出するものですから、予算どおりぴったりの数字っておかしいなという。括弧、利益を含めて書いてありながら、見たところ、一番下がマイナスの149万円という収支の差額が出ているので、実績に70万円ないし80万円ぐらいの損失があったのかなと思います。昨年の決算資料ですけれどもね。

それで、過去の第5期の令和5年度、4年度、3年度遡って、その辺の数字、今お答えできますか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 少々お時間をいただけますでしょうか。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 いや、結構です。

私のほうで見ましたところで、過去、昨年までの4年間ですね、令和3年、4年、5年、6年見ますと、本部管理費が約520万円でした。それに対して、収支の差額がマイナスの640万円でした。ということは、実質マイナス120万円、昨年までの4年間で赤字を出していたのではないかなという。もし本部管理費の70万円というか、これは利益ではなくて、純粋にというか、実質バックオフィスといいますか、本社での必要経費と判断しますと、年間70万円ぐらいとすれば4年間で280万円ということになりますから、さらにそれを上乘せすれば、実質400万円ぐらいの赤字だったのかなということが推測できます。

この人件費ですね、5期、6期比較しますと、40%ぐらいのアップです。これ6期の見積りとしては、埼玉県最低賃金の推移の平均値ということですから、このぐらいの人件費は必要だということだと思えるんですけれども、それに比べると過去、第5期の人件費、あまりにも低かったと思えるんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 前回の指定管理料につきましては、町が上限額を示したのではなく、事業者からの提案に基づきまして算出された額になりますので、事業者が頑張った額かと思われます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 頑張ったそのしわ寄せが働いてる職員に来ているのであれば、それは頑張ったと言えるのかどうなのか。やはり、適切な賃金を確保して、働く人の雇用をしっかりと保障するというのは、この委託する町としても、ないがしろにしてはいけないことだと思うんですね。

そういったことで、今後についてですが、昨日、私、放課後児童クラブの指定管理についても言いましたけれども、賃金台帳ですとか、それから勤怠台帳ですとか、そういったものをしっかりと確認するべきだと思うんですけども、今後そういったことをやる考えはありませんか。

○藤原義春委員長 暮らし産業統括監。

○澤田 勝暮らし産業統括監 指定管理者と毎月ミーティング等行っていくようになるかと思っています。その中で、町でもしっかり運営ができていのかどうかという部分は見ていきたいと思っています。

台帳的なものを整備するかどうかにつきましては、今後、指定管理を受けた先と調整をさせていただきながら、そういったものも含めて調整していきたいと思っています。

○五味雅美委員 お願いします。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 前回の委員会から続けてになるんですが、私の一番メインの違和感があるところが、やっぱり伊奈町商工会というのは、他の一般企業ですとか団体とは異なって、税金で町から補助金が入っている団体であるということがまず一番考えなきゃいけないところで、先ほどの説明の中で、商工会が主催事業の協力ですとかそういったことをして、かかった経費に関しては事業費の中から支払われるということで、実質費用弁償というような形になるかと思っています。

同様に説明の中で、業務成果、紹介料とかというのも一切受けないよというお話であったとすると、商工会がこの本指定管理業務でここに書かれているような業務をした場合に、実質的な労務費とか役務費というのは無償提供ということになるかと思うんですね、経費のみの精算ですから。そうすると、本来事業者として参画するのであれば、やっぱり役務とか労務を提供して、適切に責任負担を負って、労務と責任負担に応じた報酬をちゃんと得るべきだと思うんです。

それをされないということで、ここに書かれている役割分担も、主催事業の企画運営の協

力とか会員との連携というのに関して、上の2行に関していえば、今、既にやっている商工会の事業の範囲の中に収まっているものであって、これ事業者として参画せずとも、外部協力とかという形で十分目的を果たせると思っているんです。

じゃあ、何か別の目的があるのかなというところなんですけれども、まず1点確認したいんですが、伊奈町商工会は伊奈町からの補助金を頂いて、商工会としての活動を行っています。指定管理に関しては、役務費、労務費は無償で提供しますとすると、自主事業で請負事業を行うわけですが、労務費であるとか管理費というのは町からもらっている補助金で賄うということになりませんか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○澤田　勝くらし産業統括監　100%町からの補助金だけで運営しているものではないかと思えます。その中で、どこの部分に対して町の補助金が当たっているのかどうかというのは分からないものですから、町の補助金がどれくらいかかっているのかかかっていないのかというのは、申し訳ないんですけれども、今、お話しすることはできないかと思えます。

○藤原義春委員長　武藤委員。

○武藤倫雄委員　おっしゃるとおりだと思うんです。

お金に使い道とか書いてあるわけではないので、ただ、事実上、町の補助金を頂いて運営している運営費で、この請負業務の役務費、労務費を賄っていくということは否定できないのかなと思うんですね。

そうしたときに、やっぱり町が補助金として商工会に出しているのは、町の中小・小規模事業者の支援であるとか地域経済の活性化とか、目的を持って出しているものが自主事業、これ請負事業なので、請負事業の運営の一部にもそれが使われるというのが、それって正しい税金の使われ方なのかなという違和感が物すごくあります。

そこが全く払拭されないとか、先ほどの説明でそれがより明らかになったので、そこについては否定はできないかと思うんですが、まずそこですね。補助金が入っている運営費の中で、この請負業務の役務費、労務費を賄うんだというのは否定できないんじゃないかと思うんですが、そこについては明確に言えなくても、あり得るとはお感じになりませんか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○澤田　勝くらし産業統括監　今、武藤委員がおっしゃっている部分というのもよく分かるんですが、逆に、そこに税金がどれくらいかかっているのかというのは、やっぱり明確にはお話しできない部分だと思います。その中で、商工会の中でやっている事業の中で、税金がど

れくらいかかっているのか、幾らぐらい使って運営をしているのかというのは、そこに関してどうなのかというのは、お答えは難しいのかなと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 本来であれば、補助金を出している側ですので、そこは確認しておいてもよろしいんじゃないのかなと。この補助、町から出ている補助金がここに使われるんじゃないか否か。使わないといっても、さっき言ったとおり、お金に名目は書いてあるわけではないですから、それは何の確証もないんですが、結局、疑念が残るままという形になろうかと思うんですね。

前回も話しましたがけれども、公共施設の指定管理業務に対して、人も出さず責任も負わず、報酬も受けずという中で、何が目的なんだろうと思ったときに、前回、町長のお話にもありましたけれども、将来、指定管理者に応募できるように実績を積みたいから、名前を入れてもらったんだということが、これはあくまでここでの口頭での話なので、何ら商工会からの言質を取ったわけではないですけれども、そういった別の、何といたしますかね、不穏当な目的が隠れているんじゃないかなという疑念が全然消えないんですね。

そこはやっぱり、町の商工会に町民全員が、年末のスクラッチ、今日ももらってきましたけれども、そういうのをやったり、商工フェスティバルをやったり、みんなに好かれている商工会が、こういう疑念のあるような契約をすべきじゃないと思っているんです。やっぱり、正々堂々やってもらったほうがいいのかなというところがあるんですけども。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 割り込んですみません。

その費用が役務費、労務費そのものなんだと私は理解して聞いたんですけども、そこはどうなんですか、どちらなんでしょうか。要するに、会議に出ました、時間を使いました、その人件費としての役務費や労務費が費用だと私は理解したんですが、どちらなんですか。

○藤原義春委員長 くらし産業統括監。

○澤田 勝くらし産業統括監 山野委員のおっしゃるとおりでございます。そちらにかかったものに関しては、事業費の中から、代表事業者のアイル・コーポレーション株式会社から商工会に払われるという形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その実費と人件費というのは経費なので、事業による売上げとはまた違うじゃないですか。売上げというのは、商工会としての運営費とか、もろもろの経費が入ったも

のが売上げになるので、あくまで実費と人件費の精算というのは費用弁償、先ほど費用弁償ですとおっしゃっていた範疇だと思うんですね。

とすると、やっぱり請負業務に参加するのに、町から正規の目的、別の商工会目的で出ている補助金が溶け込んでいるんじゃないかという、この疑念がやっぱり晴れないところがあるんですけれども、それ晴らすことってできますか。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 商工会というのは、商工会としてこの事業に参画をして事業をやって、そこで収入を得るとかというのはないんじゃないですか。基本的には、商工会の会員の事業所がそこで、例えばこのように提携をしていれば、商工会の会員の事業所がいろんな意味で参画をしやすいという部分がありますよね。例えば、清掃関係でも、商工会の会員がやりますよということに、地元で安くやれるからというので、アイル・コーポレーション株式会社が頼みますよね。お金は、あくまでも商工会の会員の事業所に入るよということに当然なると思うんですよ。

ですから、そこで商工会がピンはねするとかという、そういう形に私はならないものではないのかなと思うんですね。ただ、その辺の契約はどうしてるかというのは、細かく分かりませんが、基本的にはBUY伊奈事業所、いわゆる伊奈町の事業所が、総合センターのいろんな意味でのところに絡めていければ、地元の事業所が利益を得るよということになると思うので、そういう形の中で、商工会と一緒にこんな格好で入っていれば、会員事業所が利益を得やすいと理解すれば、武藤委員、いいんじゃないかなと思うんですけども。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 全くおっしゃるとおりで、本来商工会ってそうなんです。であれば、全然外部協力で事が足りることであって、事業者としてJVに入る必要、請負業務として請け負うという必要まではなくて、それはアイル・コーポレーション株式会社と商工会がちゃんと連携を取って、BUY伊奈で町内業者を使ってくださいねという協定なのか連携なのか分からないですけども、そういった形で普通にやっていければいいのに、なぜか今回、この契約者の中に伊奈町商工会が入ってきた。そこ、何で契約者にならないかいけないんだろうと思ったときに、前おっしゃった実績づくりのために名前を入れさせてもらう。前回は名義借りという言葉も使いましたが、そういった考えがあるのかなって、どうしても疑念を持ちちゃうところで、全くすっきりしない。

町長がおっしゃるような形であれば、本来業務として伊奈町商工会として会員企業を紹介

しますよ、地元の企業を使ってくださいよ。イベントやるんだったら協力しますよとって、隣同士の関係で十分できると思うんですけども。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 アイル・コーポレーション株式会社も商工会をうまく使ったほうがいいなどお互いに思ったんじゃないの。だから、こういう契約、まだ正式契約じゃないんだろけれども、お互いに連携を取ろうよということになったのかなと私は思っています。

○藤原義春委員長 副町長。

○秋葉宏和副町長 今の町長のご発言ですけれども、私、指定管理候補者選定委員会の委員長なんですね。この議論になる、議案として整える前の選定の、いわゆる庁舎内のプロセスで、せんだっての議論でもありましたけれども、プレゼンテーションがあったんですよ。武藤委員は疑念、疑念とおっしゃいますけれども、この話については、あくまでアイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンスとプレゼンした。アイル・コーポレーション株式会社の担当の方が説明したんですけれども、これについてはアイル・コーポレーション株式会社側が伊奈町商工会とそういう関係性を望んで結びたいという説明があったんですね。

ですので、町長がおっしゃっていたようなストーリーでアイル・コーポレーション株式会社も考えているということで、私は疑念は一切感じないので、そういう関係性は、提案者側は納得の上で提案してきているということなので、私は疑念は一切感じていません。なので、提案させていただいたという認識です。

○藤原義春委員長 ぐらし産業統括監。

○澤田 勝ぐらし産業統括監 今、副町長がおっしゃってくれたので、そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 言葉はそのまま受け取らせていただきます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 先ほど、今、武藤委員の論点でもう一回確認させていただきたいんですけども、商工会は責任割合ゼロで、利益分配は受けないけれども人を出しますと、時間も使いますと、その部分については、ちゃんと役務費、労務費の部分で補填がありますよと、そういう理解でよろしかったですか。もう一度そこ、大事な論点ですので……

○藤原義春委員長 ぐらし産業統括監。

○澤田 勝ぐらし産業統括監 そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 もう1点、逆に、商工会の会員を紹介することで紹介料等が出るのであれば、それが先ほどの予算の中から出るのであれば、これは逆に問題になりますと。だから、逆に紹介料はゼロということで、あくまでも商工会の会員の仕事が増えるところにメリットを見いだしているんだという連携だという、そういう理解でよろしいかどうか、もう一回確認です。

○藤原義春委員長 暮らし産業統括監。

○澤田 勝暮らし産業統括監 そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 それらを、この資料の中にそれが明記されてあれば、もう少し早く話は進んだかと思うんですけども、次に結ぶ協定書の中で明記をするということの確認は大丈夫でしょうか。

○藤原義春委員長 暮らし産業統括監。

○澤田 勝暮らし産業統括監 そのとおり確認をしております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうであれば、一見すごく違和感のある提携ではありますがけれども、理屈が通るし、予算が増えたところが変に商工会に回るという懸念もないということですし、商工会員から見たときに、商工会が果たす仕事について、労務費や役務費はちゃんと取るということで、仕事をやるんだなということも理解できますので、私はこれでいいかなと思わせていただきました。

○藤原義春委員長 それでは、ほかに質疑は。
戸張委員。

○戸張光枝委員 公営施設管理で不祥事と思われるようなことが起きた場合、商工会の責任と
いうのはあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 暮らし産業統括監。

○澤田 勝暮らし産業統括監 そこに関しては、商工会は責任の割合がゼロでございますので、
そちらについてはかからないかと思えます。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

○戸張光枝委員 はい。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほど来の質疑の中で、どうしても疑念が拭えないので、反対の意見を述べさせていただきます。

○藤原義春委員長 分かりました。

ほかにはないですか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について（伊奈町総合センター）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立多数であります。

よって、第73号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第75号議案の審査に入る前に、お諮りします。

伊奈町議会委員会条例第26条の2の規定により、参考人の出席を求め意見をお聞きしたいと思いをします。

なお、参考人におかれましては、説明のための電子機器の持込みを許可したいと思いをしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、参考人の出席を許可することに決定いたします。

それでは、ここで参考人の入席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、株式会社山下PMC稲津知幾氏、同じく小倉哲氏にご出席いただきました。
ご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、参考人は、質疑に対して発言する際は、必ず挙手をして指名されてからご発言ください。また、発言の際は、その都度、冒頭に会社名及び氏名を述べてご発言いただくようお願いいたします。

また、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承ください。

第75号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

それでは、ここで参考人の退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時32分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第75号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第76号議案 工事請負契約の締結について（志久駅エレベーター設置工事）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 今回の落札予定額3億2,615万円ですが、前は幾らで出して幾ら上がったのか、確認のため教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら埼玉県建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第9条「入札不調又は不落時の取扱い」、こちらに準拠しておりまして、契約者が決定しないと公表ができないような状況になっております。決定後、本契約後の公表という形でございますので、ご了承いただければと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 すみません。聞き方が悪かったかもしれません。この請負金額3億2,615万円ですが、前回の条件のときは幾らだったんですかという確認です。不落になったときの。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません。不落になったときの金額についても、そちらの公表は今現在ではできないというような形になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 では、当初予算で聞いたら出せますか。幾ら上がったのかが知りたいんです。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 予算額につきましては、3億2,706万9,000円という形になっております。

[発言する人あり]

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません。整理させていただきますと、今回の入札に係る予定価格、また、業者からの応札額、そちらについては契約者が決定した後の公表という形になりますので、今現時点ではお答えすることができない形になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 単純に金額が業者の希望に届かなかったのが、今回、額を引き上げて仮契約を結ぶという話だと理解しているんですが、前回の条件を示せないということですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 ただいま危機管理課長から説明があったとおりなんですが、入札の結果の公表、入札内容の公表につきましては、入札の公表要領に基づき公表することになっておりまして、入札を実施して、落札者が決定して入札が終了した後、公表できることになっておりますので、今回のエレベーターの入札につきましては、入札が中止ということになっておりますので、中止になった場合は公表ができないことになっておりますので、設計価格や予定価格、そういったものは公表できないことになっております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 入札額は公表できないと。では、町の定めた上限額、これは教えてもらうことはできるんですか。上限があったと思うんですけども。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 今回については、設計額としては3億2,703万円。議案資料に記載のある、この設計額が上限の予定価格という形になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 前回の分は。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 前回については、入札にかかっている内容でございますので、そちらについては落札者が決定してからではないと公表ができない形になるものです。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 町の予定した上限額も示せないということですか、前回の。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら3回目の入札に係るものになりますので、そこについての上限、イコールこれが予定価格になりますけれども、そちらについては公表ができないという形になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 どれだけ引き上がって契約が成立したのか知りたいところなんです、システム上できないというのであればしょうがありません。

もう一つ確認ですが、こちらはインフレ条項みたいのが入るのでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、現時点ではこの契約額での施工が可能と判断してございます。例えば、仮にこれが施工している間に、急激な物価上昇等が出てきた場合については、そういう可能性はゼロではないと考えております。現時点では、この額での契約で完了できると捉えております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 確認ですが、契約の中にはインフレ条項が入ることですか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、町の工事請負契約約款に基づいて行いますので、そちらについても明記はされてございます。

○山野智彦委員 はい、分かりました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑は。

五味委員。

○五味雅美委員 この契約書、設置工事ですね、見ますと、道路の端にエレベーターをつける形になっていて、道路をほとんど塞ぐような、障害のあるような形にならないようなイメージなんですけれども、それでいいのでしょうか。この参考資料の写真のところです。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 この写真見ていただくと、エレベーターが下りてくる場所、これは今の現道の幹線の側道、車が通っているところになります。こちらには連絡通路もできるので、この道路については通行ができなくなります。左側にある橋脚の外側に現在新設の道

路を造って、そちらで迂回するような形のものになります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 写真見ると、歩道、歩行者部分について完全に塞がりますけれども、車道については全く通り抜けられるような形になっているんですけれども、これを塞いちゃうということなんですね。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの写真にありますエレベーターについてはグリーンベルトのところを下りているような形になりますけれども、今の現道の車道部分に今度は改札ホームに行く連絡通路が設置されますので、こちらの道路は通行ができない形になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、写真だけ見ると、何か車が通れそうですけれども、結局そうはならないということですね、分かりました。

それともう1点、工事の工期なんですけれども、住民の方は首長くして待っている状況で、実際のところ、いつ出来上がるんだということなんですけれども、工期が令和9年3月19日、何か日にちとして中途半端な日にちに設定しているんですけれども、これ何か意味があるのか。

あと、いつから始まってという日程的、スケジュールについてはお話しできますか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの工期につきましては、当然、年度いっぱいになると人事異動等もありますので、それを外した形の設定とさせていただいております。工期内での検査というのが原則になりますので、この設定とさせていただいたところでございます。

あと、スケジュールにつきましては、まだ契約がされていないので、事業者とは詳細な打合せはしておりませんが、現段階では、来年の4月には現場の着手が可能であろうという話でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、4月着工で、ほぼ1年間かけて、3月19日には竣工に持っていくという流れでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○**山野智彦委員** このエレベーターの位置なんですが、ホームに上がった位置としては、ホームの中ほどなのか開札寄りなのか、どの辺りにこのエレベーターがつく形になるのでしょうか。

○**藤原義春委員長** 危機管理課長。

○**矢部 剛危機管理課長** こちら、ホームを上ると、真ん中よりも少し大宮寄りの位置になります。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** もう少し改札寄りにすれば、連絡通路も短くて済みますし、結局、足等の悪い方がエレベーター乗るまでに長く歩いて、上がって行って、大宮寄りというのもまた不便な感じがするんですが、もう少し北寄りにはできないものなのでしょうか。

○**藤原義春委員長** 危機管理課長。

○**矢部 剛危機管理課長** 設置の位置についても検討はしたところでございますが、本来であれば、委員おっしゃるとおり、改札を上がってきたところの近い位置がいいというようなお話はよく分かります。

ここについては、ホームの構造物を抜くときに、橋脚の柱の間で抜けるところがかなり限られておまして、エレベーターを通すことのできる場所がこの場所しかなかったというような形でございます。

以上です。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** ワンスポットという形ですか。了解しました。

○**藤原義春委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○**藤原義春委員長** 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○**藤原義春委員長** 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○**藤原義春委員長** 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第76号議案 工事請負契約の締結について（志久駅エレベーター設置工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第76号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで、執行部の退席をお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○藤原義春委員長 休憩前を解いて会議を開きます。

次に、協議事項の2、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 閉会の前に、仲島副委員長より挨拶をお願いします。

○仲島雄大副委員長 長時間にわたりお疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時48分